

公益社団法人全日本銃剣道連盟
競 技 者 規 程

第1章 総 則

(目的)

第1条 公益社団法人全日本銃剣道連盟（以下連盟という）は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下日本スポーツ協会という）が制定した「日本スポーツ協会スポーツ憲章」の趣旨を対してアマチュア・スポーツとしての銃剣道及び短剣道（以下銃剣道等という）の普及発展をはかる。

(遵守義務)

第2条 連盟の会員（以下会員という）は、本規程を遵守し、アマチュア競技者として節度ある行動に終始し、もって、連盟および銃剣道等の名誉を高めるため努力しなければならない。

第2章 会員登録

(登録)

第3条 会員になろうとする者は、その者が居住あるいは勤務する地域の属する都道府県を管轄する都道府県銃剣道連盟（以下県連盟という）にアマチュア精神を体して登録を申し込まなければならない。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

2 前項による申し込みを受けた都道府県銃剣道連盟会長（以下県連盟会長という）は、この申込みを審査し、連盟の会員として適当であると認めた場合は、申込者にその旨を通知するとともに、連盟にその写しを送付する。

第3章 会員の資格と禁止行為

(参加資格)

第4条 連盟または、県連盟が主催あるいは共催する競技会には、会員以外の者は参加できない。

(禁止行為)

第5条 次の各号に該当する者を会員とすることはできない。またすでに会員であっても、次の各号に該当した場合は、定款の定めるところによる。

- (1) いかなるスポーツであろうと、プロ選手、プロコーチとして登録されている者又は契約している者その他金銭上の報酬を得るために競技を行なった者。
- (2) 金銭または金銭に類する報酬を目的として銃剣道等を指導している者。ただし国・地方公共団体・学校その他に雇用されている者またはその代表者で、その主たる職業または雇用関係に付随して銃剣道等を指導又は実施する者を除く。

- (3) 連盟が禁止した競技会に参加した者。
- (4) 銃剣道等競技に参加するため、所属団体の許可なく定められた旅費規定以外の金品を受け取った者。
- (5) 連盟の許可なくユニホーム、または競技用器具に広告を記載したものを使用し、または使用させた者。
- (6) いかなる種類であっても、すべての商品の使用または使用を推薦することにより、直接、間接を問わず代償を受けた者。商品とは、一般社会に売出され、あるいはサービス等のために供給されるすべてのものを指す。
- (7) 銃剣道で得た名声を商品の宣伝のため、直接間接を問わず、氏名または静的あるいは動的な写真記録等の使用を許した者。ただし連盟の事前許可を受ければその限りでない。これに伴う支払いは所属競技団体とする。
- (8) 競技およびその他の銃剣道等に関する活動に際してドーピング、暴力行為、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、八百長、差別等によりフェアプレーの精神に違反した者。
- (9) 競技およびその他の銃剣道等に関する活動以外の日常生活に際して違法賭博及び暴力団等反社会的勢力との交際などを行った者
- (10) この規程に違反し又は競技者として著しく品位又は名誉を傷つけた者。

(出演)

第 6 条 県連盟または会員が、放送、座談会その他の行事に出演参加を求められた場合は、あらかじめ連盟に届け出て許可を受けなければならない。連盟は、それへの出演、参加がふさわしくないと認めたときは、これを禁止する。

第 4 章 競技会

(共催・後援等)

第 7 条 連盟または県連盟は、競技会を開催するにあたって、他の団体を共催、後援あるいは協賛者として加えることができる。

2 競技会を利用して行なう商業宣伝は、あらかじめ、連盟の承認を得なければならない。ただし、競技会のプログラム・ポスターを利用する場合はこのかぎりではない。

(賞品)

第 8 条 競技会の賞は原則として、トロフィー・カップ・メダル・盾などとする。副賞を授与するときは、競技会の品位を傷つけず、また宣伝に利用されないものに限る。

第5章 役員の会員登録

(役員資格)

第9条 連盟ならびに県連盟の役員は、登録会員であつて常に品位と名誉を重んじ、会員の模範となるよう行動しなければならない。

2 前項の役員のうち、コーチ・トレーナーあるいはチーム編成の際の役員等については、必ずしもアマチュアであることを要しない。

第6章 競技会の用器具等の検定

(用具等の検定)

第10条 連盟は、ユニホームおよび競技会に使用する用器具等の安全と、会員の技術の向上とをはかるため、検定料をとってそれらのものを検定することができる。

第7章 補 則

(準用)

第11条 本規程に定めていない事項については、日本スポーツ協会スポーツ憲章を準用するものとする。

2 連盟の主催する競技または運営に関して行つた決定に対する不服申し立て（競技中になされる審判の判定は除く）は、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従つて行ふ仲裁により解決されるものとする。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(附則)

1 この規程は、昭和48年8月13日から施行する。

2 昭和62年2月20日 一部改正

3 平成15年12月20日 一部改正

4 平成28年5月16日 一部改正

5 平成29年5月15日 一部改正

6 平成29年12月16日 一部改正

7 令和4年12月18日 一部改正